

## 登録医登録証

私は関東中央病院登録医としての登録を希望します。

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

公立学校共済組合関東中央病院  
病院長 新家 眞 殿

ふりがな

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 明治・大正・昭和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(法人名) ( \_\_\_\_\_ )

医療機関名称: \_\_\_\_\_

住所: 〒 \_\_\_\_\_

電話: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

メールアドレス: \_\_\_\_\_

ホームページ URL: \_\_\_\_\_

当院ホームページよりリンクの貼り付け: 可 不可

所属医師会: 世田谷区医師会 玉川医師会  ( \_\_\_\_\_ ) 医師会

在宅診療体制: 有 24時間体制 無 在宅診療のみ 在宅診療(外来有)

標榜科目: \_\_\_\_\_

出身大学 \_\_\_\_\_ 昭和・平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月卒業

医籍登録 第 \_\_\_\_\_号 (昭和・平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日)

関心を持つ診療領域、自己PR等

# 関東中央病院登録医制度内規

## (目的)

第1条 関東中央病院診療施設の利用を希望する医師のために登録医制度を設け生涯教育と病診連携を円滑に推進することを目的とする。

## (申込手続)

第2条 登録医を希望する医師は、登録医登録書により、所属医師会長または当院診療科部長の推薦を添えて関東中央病院長に申し出るものとする。

## (登録)

第3条 1. 登録医には、登録医証、氏名札を交付する。  
2. 登録は申し出により解消される。

## (研修)

第4条 登録医は、以下の事項について関東中央病院施設を利用及び参加することができる。

- (イ) 病院が主催する医学講演会、臨床病理検討会、症例検討会
- (ロ) 登録医の紹介患者については、当院担当診療科部長の了解のもとに診療
- (ハ) 地域登録医室
- (ニ) 図書の閲覧および文献等の複写（コピー代等実費負担）
- (ホ) 当院の検査施設

## (費用・報酬)

第5条 登録費は無料とする。当院における研修診療についての報酬は支給されない。ただし、駐車場使用料金は免除される。

## (規定の遵守)

第6条 登録医は、研修診療に参加するときは、白衣および氏名札を着用し、当院諸規定を遵守しなければならない。

附 則 本規定は、昭和63年7月1日から実施する。

附 則 この改正は、平成10年2月25日から実施する。